

東京大学産学協創推進本部 スタートアップ推進部 特任准教授
募集要項

職名及び人数	特任准教授 2名
契約期間	2026年1月1日 ~ 2026年3月31日
更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	東京大学産学協創推進本部（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アントレプレナーシップ教育科目の企画立案及び実施 ・研究者及び学生に対するアントレプレナーシップ教育（フィールドワークを含む）の企画立案及び実施 ・アントレプレナーシップ教育やスタートアップに関する研究 ・スタートアップ創出・支援に資する施策の企画立案及び実施 ・スタートアップ・エコシステムの形成に資する国内外の機関との連携・調整等 <p>変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）</p>
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額80万円～120万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・アントレプレナーシップ教育に関連する専門分野における博士（Ph.D.を含む）の学位又は同等の能力を有すること ・高等教育機関におけるアントレプレナーシップ教育科目の企画立案及び実施の経験を5年以上有し、研究者や学生から大学発スタートアップを輩出した実績を有すること ・スタートアップの創出・支援業務に携わった経験を10年以上有し、大学発スタートアップの創出・成長に貢献した実績を有すること ・ベンチャーキャピタル、プロフェッショナル・サービス・プロバイダー、公的機関等、大学を取り巻く各種のスタートアップ支援者と強固なネットワークを有し、起業家からも信頼される人物であること ・業務遂行に必要な語学力、企画力、プレゼンテーション能力、グローバルなネットワーク等を持つこと

提出書類	<p>1) 東京大学統一履歴書 1部 (本学指定様式※) ※本学指定様式は、以下の URL から ダウンロードのうえ作成すること https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2) 業績リスト (アントレプレナーシップ教育、スタートアップ創出・支援、論文、書籍、学会発表、講演、公的機関（国、自治体、独立行政法人等）における委員歴、競争的資金受給、受賞等のリストを含む)</p> <p>3) 職務経歴書 1部 (A4で2頁以内)</p> <p>4) 志望動機 1部 (A4で2頁以内)</p> <p>5) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 ※様式はこちらよりダウンロードのうえ作成すること</p>
提出方法	<p>応募書類に氏名を並記したものを各ファイルの名称とし、上記書類の電子ファイルを以下【提出先フォルダ】にアップロードして下さい。</p> <p>【提出先フォルダ】</p> <p>※履歴書の自筆署名欄は空欄としてください。 ※2~3営業日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。</p>
応募締切	2025年10月6日（月）必着 書類選考の上、通過者に対し面接を実施。
問い合わせ先	東京大学産学連携法務部産学連携推進課総務企画チーム 平岡 TEL : 03-5841-1479 E-mail : sangaku-jinji@ducu.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。